鳥取市環境審議会（令和７年度第４回） 議事録

１．日　時　令和７年１２月２５日（木）１０：００～１１：３０
２．場　所　鳥取市役所 本庁舎６階 第５・６会議室
３．審議事項
（１）ごみ減量化につながる市民への啓発について
（２）鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正について
４．議事録署名委員選出
５．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事 務 局	令和７年度第４回鳥取市環境審議会を開会します。４名の委員より、本日の会議を欠席される旨連絡がありました。委員総数１４名中出席委員数１０名で過半数以上となり、鳥取市環境審議会条例の規定に基づき、本日の会議は成立することを報告します。 開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会　　長	≪会長あいさつ≫
事 務 局	以降の進行については、議長の会長にお願いします。
会　　長	最初に議事録署名委員を選出します。現在、出席されている委員から名簿順に笠木委員と清水委員にお願いしたいと思いますが、了解いただけますか。
両 委 員	了解。
会　　長	議事に移ります。進行の都合上、議題（２）を先に審議した後で、議題（１）に移りたいと思います。では、まず、鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	≪資料３に沿って説明≫ （鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正の背景及び改正案について説明）
会　　長	先ほど事務局から説明のあった内容について、何か質問や意見はありませんか。
委　　員	保存樹木の指定解除について、審議会の意見聴取無く可能とする案はそうすべきと思います。指定樹木の状態について、日頃から素早く把握することが大切だと思いますが、樹木医の診断はどのタイミングで行っているのでしょうか。
事 務 局	指定樹木の所有者・管理者は神社や地域団体、個人が主であるため、管理者主体で管理していただいています。管理者等からご相談や報告がありました際に、樹木医の診断についてのお話や補助金のご案内をしております。
委　　員	保存樹木の状態について、管理者から毎年報告してもらうなどの制度は無いのでしょうか。
事 務 局	年に２回、各管理者から報告をいただいています。主に神社に所在する樹木が多いですが、相談・報告内容を受けて、できる限りの対応をさせていただいています。
委　　員	樹木の管理者は樹木の専門家ではないため、安全管理上、何年に一度かは樹木医に診てもらう制度が理想だと思います。
会　　長	指定樹木の制度の元々の趣旨からすると、個人の持ち物であったとしても、公共の

発言者	発言内容
	益に供するものであれば、個人に補助金を交付して管理を行うという趣旨だったと推測されます。逆に鳥取市の熱量にもよると思いますが、市というより市民の熱量が分からないことには、どれだけ税金を投じれば良いのか判断がつかないところです。以前から、保存樹木には、ある程度その地域の意見が反映されるほうが良いのではと思っているところです。 指定解除の改正案自体に違和感は無いのですが、果たして、腐ったから切る、それだけ決めていいものか。維持するということに対して、熱量に差があるのであれば、ある程度の熱量を持っていないと、補助金を出す意味合いが無いと思ってしまうのです。住民の方々が、保存樹木があることによる価値をどの程度税金で賄う意思があるか、そこの部分が分からないことには、そもそも保存樹木の制度自体がはっきりしないように思うのですが、その辺りも含めて、いかがでしょうか。
事 務 局	大きく二点、ご指摘いただきました。まず熱量の部分で、補助金という形なのか、それともももっと市が前に出て例えば委託などの形式でやっていくべきなのか。また、地域にとってどんな役割があるのか、価値という部分についてです。 価値の部分については、こちらも悩んでいるところでして、現行の制度に即して考えると、自然環境・景観保全の観点が主となります。一方で、地域の歴史的・文化的な価値や、あるいは宗教的な価値など、自然・景観以外の観点も含めてそこに価値を見出すのであれば、今回の改正案とは別に、地域を盛り立てていくためといった内容の条文も追加する必要が生じてきます。 もう一点について、安全管理は重要だと思いますが、保存樹木が市の所有物ではなく、個人所有であり個人の財産になるので、そこに補助でなく委託形式での行政負担をすべきかどうかかなり難しい判断になると思います。
会　　長	絶対的な正解はなく、ケースバイケースの判断になるかと思います。ただし、判断は芯がないとできませんので、芯の部分である保存樹木の条例の意味について、委員の皆さんで再考いただいたうえで、これだけの改正案で良いかどうか考えていただければと思いますが、他にご意見等はありますでしょうか。 今回の改正案は喫緊のため、資料にあります改正案の文章内容で是か非か伺いますが、改正自体については、また来年度以降、付け加えたりなどもできますので、いかがでしょうか。
委　　員	今回の改正案提出に至るプロセスでの中で、マイナス面の議論はありましたか。
事 務 局	地域にとって歴史的・文化的に大事にしていた樹木であっても、この案ではその思いを汲み取ることができず、自然環境・景観保全の観点で価値を失った時点で切り捨てる判断がなされる、という部分です。
会　　長	改正案の第１６条第１項第２号を悪用することも考えられます。例えば、建て替えや開発を行いたいがために、所有地内の指定樹木を伐採したい思いがあるケースなどです。権利者と、非権利者ではありますが地元の方との価値観のぶつかり合いをどう裁量するか、その安全面のためにこの条例はあると思います。 個人的な意見としては、指定解除について、本審議会での審議は不要ですが、指定

発言者	発言内容
	解除に至った経緯等を報告いただきたいと考えます。
委　　員	個人所有の樹木について、継承の問題があります。所有者の中には、管理に負担感を感じている方も少なくないのではないでしょうか。負担感から、今後は継承されなくなる可能性もあるかと思います。市の指定保存樹木とする以上、何か手立てができないか、とも思います。
事 務 局	最近、同様の相談を事務局でも受けています。管理側が高齢化し、樹木がアクセスの不便な山間部にあるため、管理が難しくなっているということでした。
副会長	相続の問題もあると思います。今後高齢化が進み、現所有者が亡くなり相続となったときに、相続人が所有者個人の権利として指定樹木を伐採等して換金したいとなったとき、この条例がどこまで関与していけるのか気になりました。今後、このような問題は増えていくと思われます。
会　　長	各委員から貴重なご意見をいただきました。市としての関与を強めるべきか、その逆で関与しないのか。そこを含めてご意見を伺いたいと思います。
事 務 局	本条例の趣旨としては、個人所有である保存樹木に対し、市として、自然環境保護・保全の観点から価値のある樹木を指定させていただき、管理者への補助や管理費用などのサポートによりその保全措置を行うものであります。一方、県の個人所有である指定樹木は、県による管理費用負担等は行っていないと伺っています。 今回ご提案した内容につきまして、これは一例でありまして、例えばただし書きによる対応なども考えられます。
会　　長	趣旨としてはそうせざるを得ないと思いますが、本審議会は市民の代表として機能しておりますので、緊急性がある場合の指定解除については今回の提案内容で良いと思いますが、緊急性がない場合も含めて、樹勢が衰えたからという理由で解除して良いものかどうか、そこを検討することに市民代表としての本審議会の価値があると思います。 緊急性がある場合は、事後報告で良いと思いますが、いずれにせよ、保存樹木の問題は今後も出てくると思います。継承や相続の問題、価値の定義、市としてどこまで関与するか、等。ポイントは、樹勢を積極的に維持する必要があるかどうか、という点であると思います。今後の課題として考えていただきたいと思います。
委　　員	今回の議案とは関係ありませんが、資料３の５，６ページに、倒木の多い樹木の種類が掲載されています。公園や市道など、市でも樹木の管理をしっかり行っていただきたいと思います。
会　　長	議事（２）については、事務局にて継続して検討いただき、今回の議論を踏まえての改正案など報告を引き続きお願いしたいと思います。
会　　長	次に、ごみ減量化につながる市民への啓発について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	≪資料１，２に沿って説明≫ （市が取り組む、ごみ減量化につながる各種事業や市民向けの啓発について説明）
会　　長	本議題の主目的は「ごみ減量化」と「ごみ処理経費抑制」です。先ほど事務局から

発言者	発言内容
	説明のあった市の各取り組みやその全体像について、何か質問や意見はありませんか。また、その他ご提案などありましたらお願いします。
委　　員	民間企業を活用したリユースの促進施策について、近年、色々な事業者が電話営業やチラシ配布等を行っている中で、市が入ることによる安心感があると思います。
委　　員	これらの取組について、どんな方法で、いつから広報をされているのでしょうか。
事 務 局	「おいくら」との連携は９月下旬、「リネット」との連携は１１月上旬に資料提供を行っております。「おいくら」につきましては、日本海新聞でも広報されました。市報へは、タイミングを見て利用方法を掲載させていただきたいと考えています。
会　　長	これらの情報を、ごみステーションに掲示するのはどうでしょうか。市報やＣＭは市民が必ず見るとは限りませんが、ごみステーションは、必ず週１回程度は行く場所であり、強力な広報媒体です。
委　　員	市内のセブン-イレブン店舗にペットボトル回収機を設置した意図は何でしょうか。
事 務 局	こちらは、市と（株）セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定の中のひとつとして実施いただいたものです。セブン-イレブン側にとって、社会貢献活動とそのＰＲにつながります。市内スーパー等にもペットボトル回収ボックスはありますが、セブン-イレブンの場合は回収機ですので、ペットボトル以外のものを混入される心配がありません。また、nanaco ポイントも付与されます。
委　　員	ポイント制度のような、企業との提携は、拠点回収を進めるのに有効だと思います。ポイントがもらえるというのは、市民行動の変容につながると思います。
会　　長	市が県内のペットボトル販売会社と連携し、税金は使わない仕組みで、企業側にペットボトル回収機を設置してもらえたら良いのではないでしょうか。
委　　員	拠点回収は、消費者が自らごみを持参する必要があるので、ポイント付与などの仕組みにより、自発的に持ってきてもらう機会につなげるのが良いと思いました。
会　　長	自販機の横に設置してあるごみ箱は、ペットボトルで溢れており、それらが風に飛ばされ結果的に海洋プラスチックごみが発生しています。ポイント付与等により、ごみが自分にとってお得になるという意識付けを行えば、ごみのポイ捨てが減り、海洋ごみ問題もある程度解決し、拠点回収が進むのではないでしょうか。
副会長	ごみの排出量抑制にしても省エネにしても、その理念上の正しさに異を唱える人はいなくなっており、後はどれだけ推進して行くかだと思います。 個人個人にとって、どれだけ経済的なメリットがあるかを市民に訴求していくのがポイントではないでしょうか。物価高の時代ですので、支出の抑制に訴求できる啓発を行うことで、市民の行動促進につながると思います。
会　　長	啓発活動は、どうしても理念中心となりますが、分別に関しては、ポイント制度はそれと同等の効果が出るように思います。 経済学において、マクロな動きをミクロな部分で社会に実装するのが大変難しいように、環境保全・ごみ問題をマクロ的、ミクロ的な視点でそれぞれ捉えると、地球規模の大変重大な問題であることは皆理解していますが、日々の生活において、い

発言者	発言内容
	かに環境に配慮した個々人の行動変容につなげていけるか。その部分を啓発するのが、国でも県でもなく、自治体である市の役割と言えるでしょう。そこに、人的資本も含めた資本を配置すべき時代に来ていると思います。市民の意識は年々変わっていきますので、施策や啓発内容・方法も変えていかなければならない、そこを提言するのが本審議会の役割です。
会　　長	以上で、全ての議事が終了しました。議事（１）、（２）とも、来年度も継続して取り扱っていきたいと思います。 報告事項やその他について、事務局からお願いします。
事 務 局	今年度の審議会は本日で最後となります。委員の任期が今年度までとなっていますので、来年度からは新たなメンバーでの開催となります。
会　　長	それでは、以上で令和７年度第４回鳥取市環境審議会を閉会とします。 ありがとうございました。